

資料 2

〔平成 27 年 12 月 22 日〕
〔地方財政審議会〕

総務大臣配分資産に係る平成23年度分から平成27年度分までの固定資産税の
課税標準となるべき価格等の修正について(平成27年12月修正分)

総務大臣配分資産に係る平成23年度分から平成27年度分までの
 固定資産税の課税標準となるべき価格等の修正について(平成27年12月修正申告分)

(単位：千円)

年 度	修正前		修正後		差引		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
23	5,886,190	3,524,100	5,977,184	3,601,733	90,993	77,634	1,087
24	5,794,156	3,506,611	5,888,160	3,640,668	94,003	134,057	1,877
25	5,615,806	3,409,007	5,716,210	3,654,222	100,404	245,216	3,433
26	5,415,410	3,296,841	5,683,337	3,667,321	267,927	370,480	5,187
27	5,346,587	3,227,729	5,463,118	3,625,862	116,531	398,133	5,574
計	28,058,150	16,964,288	28,728,009	18,189,807	669,859	1,225,519	17,157